



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 施行状況調査

報告書

(令和元年度実績)

令和2年11月

環境省 地球環境局
地球温暖化対策課 フロン対策室

目次

第一章	フロン排出抑制法の施行状況（事業者編）	2
1.	登録事業者・認定事業者	2
第二章	フロン排出抑制法の施行状況（行政編）	5
1.	実施体制	5
2.	周知・啓発活動の実施状況	7
3.	立入検査等の実施状況	10
4.	他法令との連携状況	19
5.	条例等の制定状況、融資・助成制度の整備状況	22
6.	フロン類回収等推進協議会	26

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」又は「法」という。）の都道府県における施行状況を把握するため、令和2年5～6月に調査を実施し、その結果について以下のように整理を行った。

第一章 フロン排出抑制法の施行状況（事業者編）

1. 登録事業者・認定事業者

（1）第一種フロン類充填回収業者の登録状況（表 1）（図 1）

令和2年4月1日時点での第一種フロン類充填回収業者の登録数は全国で47,049件であり、平成31年4月1日時点の登録数（45,445件）と比較して約3.5%（1,604件）の増加となった。

なお、全国の充填回収業者による充填回収量の集計結果は、別途とりまとめの上、国が公表※している。

※令和2年12月25日環境省報道発表「令和元年度のフロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類充填量及び回収量等の集計結果について」

（2）省令49条認定事業者の認定状況（表 2）（図 2）

令和2年4月1日時点での省令49条認定事業者数は全国で86件であり、そのうち民間企業が71件、公益法人等が15件である。

表 1 フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業者登録状況 (単位：事業者)

	H31/4/1現在の第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	R1年度に廃業した第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	R1年度に失効した第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	R1年度に取消処分を受けた第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	R1年度に新規に登録した第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	R2/4/1現在の第一種フロン類充填回収業者登録事業者数
北海道	662	6	34	0	42	664
青森県	360	5	13	0	33	375
岩手県	429	9	8	0	41	453
宮城県	727	11	17	0	44	743
秋田県	375	5	7	0	24	387
山形県	483	10	25	0	39	487
福島県	760	11	15	0	47	781
茨城県	1,686	23	30	0	140	1,773
栃木県	1,223	12	32	0	105	1,284
群馬県	1,203	14	22	0	88	1,255
埼玉県	2,762	32	72	0	191	2,849
千葉県	2,425	19	41	0	169	2,534
東京都	3,867	52	55	0	238	3,998
神奈川県	2,767	40	69	0	199	2,857
新潟県	704	19	11	0	50	724
富山県	374	11	5	0	28	386
石川県	432	10	3	0	24	443
福井県	435	14	4	0	26	443
山梨県	657	12	6	0	50	689
長野県	741	16	13	0	57	769
岐阜県	928	22	8	0	67	965
静岡県	1,440	13	41	0	104	1,490
愛知県	1,806	29	51	0	172	1,898
三重県	990	12	23	0	92	1,047
滋賀県	1,032	15	21	0	75	1,071
京都府	1,331	14	22	0	91	1,386
大阪府	2,221	41	64	0	139	2,255
兵庫県	1,760	33	73	0	153	1,807
奈良県	914	11	19	0	55	939
和歌山県	707	7	25	0	53	728
鳥取県	334	4	10	0	25	345
島根県	343	3	4	0	24	360
岡山県	732	23	5	0	44	748
広島県	755	13	25	0	58	775
山口県	618	12	7	0	44	643
徳島県	366	5	11	0	30	380
香川県	465	7	9	0	48	497
愛媛県	482	11	8	0	39	502
高知県	310	5	11	0	29	323
福岡県	1,261	20	23	0	74	1,292
佐賀県	528	6	6	0	29	545
長崎県	530	8	5	0	33	550
熊本県	606	19	24	0	46	609
大分県	547	2	13	0	30	562
宮崎県	489	8	8	0	30	503
鹿児島県	525	3	17	0	62	567
沖縄県	353	7	12	0	34	368
合計	45,445	684	1,027	0	3,315	47,049

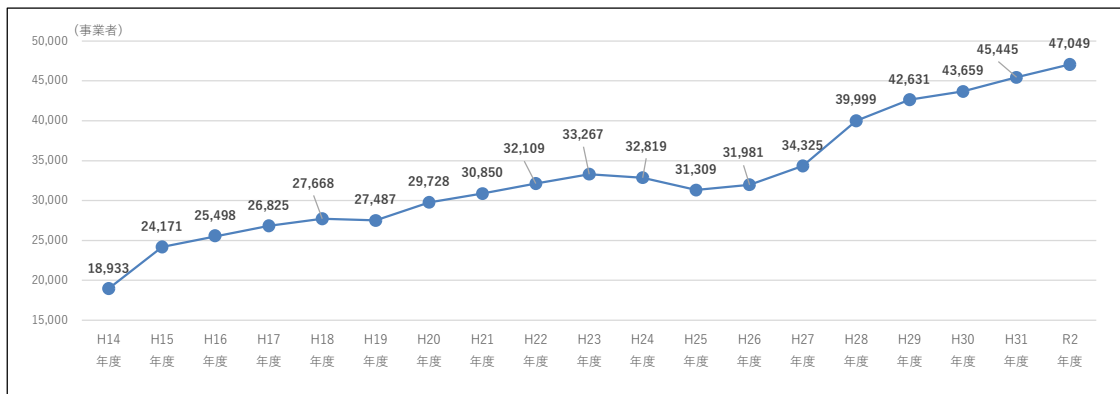


図 1 第一種フロン類充填回収業者登録者数の推移

表 2 省令49条認定事業者数（令和2年4月1日時点）（単位：事業者）

都道府県	省令49条認定事業者数 (民間企業)	省令49条認定事業者数 (公益法人等)
北海道	1	0
青森県	0	0
岩手県	6	0
宮城県	3	1
秋田県	0	0
山形県	0	0
福島県	0	1
茨城県	0	0
栃木県	0	1
群馬県	0	1
埼玉県	5	0
千葉県	0	1
東京都	6	0
神奈川県	0	0
新潟県	0	1
富山県	0	0
石川県	0	0
福井県	0	0
山梨県	0	1
長野県	0	1
岐阜県	1	0
静岡県	0	1
愛知県	17	0
三重県	0	0
滋賀県	0	0
京都府	0	0
大阪府	8	0
兵庫県	0	0
奈良県	0	0
和歌山県	0	0
鳥取県	0	0
島根県	0	1
岡山県	0	2
広島県	4	0
山口県	0	1
徳島県	0	0
香川県	3	1
愛媛県	3	0
高知県	0	1
福岡県	6	0
佐賀県	2	0
長崎県	2	0
熊本県	1	0
大分県	0	0
宮崎県	0	0
鹿児島県	1	0
沖縄県	2	0
合計	71	15

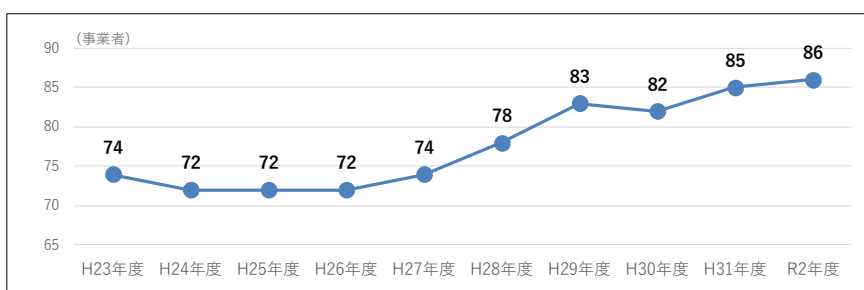


図 2 省令49条認定事業者数の推移

第二章 フロン排出抑制法の施行状況（行政編）

1. 実施体制

(1) フロン類等対策の所管部局

i. フロン排出抑制法を担当する職員数（表 3）

ほとんどの自治体で、本庁担当者数は1～2人であり、出先機関においても他法令等との兼任がほとんどである。

表 3 フロン排出抑制法を担当する職員数（単位：人）

	担当者数	（うち兼任）	（うち専任）
①本庁	121	108	13
②出先機関	465	464	1
計	586	572	14

ii. 出先機関の数と主な役割（表 4）

多くの自治体の出先機関において、「充填回収業者の登録受付」（30自治体）、「充填回収量報告窓口」（28自治体）、「報告徴収」（32自治体）、「立入検査」（36自治体）、「助言・指導」（35自治体）、「勧告・命令」（22自治体）を行っている。

表 4 出先機関の数と主な役割（単位：「出先機関の数」以外は自治体）

	委任している自治体	出先機関の数	出先機関の役割						フロン排出抑制法に係る事務委任なし
			充填回収業者登録受付	充填回収量報告窓口	報告徴収	立入検査	助言・指導	勧告・命令	
全国計	36	220	30	28	32	36	35	22	11

(2) フロン排出抑制法に基づく充填回収量の公表状況について (表 5)

半数以上の自治体が、「環境白書、都道府県報等への掲載」により公表している (25自治体)。「Webでの公開」は3自治体と少なく、「都道府県独自の報道発表」により公表している自治体はない。その他、普及・啓発のための講習会での公表やフロン類排出抑制推進協議会の会報への掲載を行っている例がある。一方で、特に公表等行っていない自治体は20自治体である。

表 5 充填回収量報告の公表状況 (単位:自治体 (複数回答))

都道府県	都道府県独自の報道発表	環境白書、都道府県報等への掲載	Webでの公開	その他	自由記述	特になし
北海道		○				
青森県						○
岩手県		○				
宮城県		○				
秋田県		○				
山形県						○
福島県						○
茨城県		○				
栃木県		○				
群馬県		○				
埼玉県		○				
千葉県		○				
東京都				○	フロン対策普及・啓発のための講習会にて公表。	
神奈川県		○				
新潟県		○	○			
富山県						○
石川県		○				
福井県		○				
山梨県		○				
長野県		○				
岐阜県						○
静岡県		○	○			
愛知県		○		○	愛知県フロン類排出抑制推進協議会会報への掲載。	
三重県						○
滋賀県						○
京都府						○
大阪府						○
兵庫県		○				
奈良県						○
和歌山県		○				
鳥取県						○
島根県						○
岡山県		○				
広島県				○	充填回収業者の立入の参考としている。	
山口県		○				
徳島県						○
香川県		○				
愛媛県		○	○			
高知県						○
福岡県						○
佐賀県		○				
長崎県						○
熊本県						○
大分県						○
宮崎県						○
鹿児島県						○
沖縄県		○				
合計	0	25	3	3		20

2. 周知・啓発活動の実施状況

(1) 普及啓発・情報提供の実施状況（表 6～表 9）

フロン排出抑制法の各関係事業者に対する周知のため実施又は予定している普及啓発・情報提供については、充填回収業者向けは41自治体、建設業者（解体業者）向けは41自治体、冷凍空調機器の管理者向けは44自治体で活動が行われている。具体的には、パンフレット等の配布、会議や説明会での周知、ホームページへの掲載が行われていることが多い。またラジオ放送による周知が行われている自治体もあった。

表 6 実施又は予定している普及啓発・情報提供（単位：自治体）

	充填回収業者向け	建設業者（解体業者として）向け	冷凍空調機器の管理者向け
全国計	41	41	44

表 7 実施又は予定している普及啓発・情報提供の内容 その1

都道府県	充填回収業者向け	建設業者（解体業者として）向け	冷凍空調機器の管理者向け
北海道	管理者への法令の周知やリーフレット、簡易点検表の配付を依頼。	フロン排出抑制法に関する説明会を実施。建設リサイクル法合同パトロールにおけるチラシ等の配付。	事業組合等を通じてのリーフレット、簡易点検表の配付。
青森県	充填回収登録通知書交付時に、県で作成した充填回収業者向け手引きを併せて交付している。令和2年5月に、法改正及び引取証明書の交付をはじめとしたフロン排出抑制法における充填回収業者に係る内容について通知により周知した。	解体工事業者協会を通じて、会員の解体業者に対し、国で作成した法改正のチラシを配布した。建設リサイクル法合同パトロール時にパンフレットやリーフレットを配布した。	冷凍空調設備工業会を通じて、会員の管理者に対し、国で作成した法改正のチラシを配布した。また、一定以上の従業員がいる県内事業者に対し、国で作成した法改正のチラシを配布した。
岩手県	特に無し。	パンフレット配布。	パンフレット配布。
宮城県	充填回収量報告の年次報告のお知らせと同時にフロン排出抑制法の再度確認のお願い。	建設リサイクル法パトロールの合同実施時における周知。	他法令の立入検査との合同実施、説明会の開催。
秋田県	パンフレットの配付。	パンフレット・チラシの配付。	パンフレット・チラシの配付。
山形県	立入検査時にパンフレット等を配布。	建設リサイクル法合同パトロール時にパンフレット等を配布。関係業界団体の会合での説明を実施。	他法令の立入検査時にパンフレット、事前調査結果報告の参考様式等を配布。医療・福祉関係部局と連携し、医療監視等において特定製品の管理状況の確認及び管理者の責務について周知を実施。医療・福祉関係部局から特定製品を使用している可能性のある施設について情報提供を依頼。
福島県	パンフレットの配布、テレビ・ラジオ広報、HP掲載。	パンフレットの配布、テレビ・ラジオ広報、HP掲載。	パンフレットの配布、テレビ・ラジオ広報、HP掲載。
茨城県	新聞寄稿による周知。	他法令説明会においてチラシを配布。新聞寄稿による周知。	他法令説明会においてチラシを配布。新聞寄稿による周知。
栃木県	立入検査時にリーフレット等を配布。	立入検査時にリーフレット等を配布。解体届出窓口にリーフレット等を配置。改正フロン法の説明会を開催。	立入検査時にリーフレット等を配布。関係団体に周知依頼。
群馬県	充填回収技術講習会及び回収技術講習会の開催、改正法の説明会。	特定解体工事元請業者へのアンケート調査、改正法の説明会。	改正法の説明会。
埼玉県	フロン回収・処理推進協議会と連携し、技術研修会を開催。	産業廃棄物適正処理講習会での周知（チラシの配布）。	フロン排出抑制法に関する講習会及び説明会の実施。
千葉県	立入検査時にパンフレット・チラシを配布。県ホームページにおいて周知を実施。	解体届出窓口にチラシを配置するよう建設部局と調整。県ホームページにおいて周知を実施。	業界団体に改正フロン法に関する通知を发出。立入検査時にパンフレット・チラシを配布。県ホームページにおいて周知を実施。
東京都	フロン排出抑制法に関する講習会。	解体工事現場への立入、法改正説明会（web開催）。	商工団体を通じ小規模事業者への周知、法改正説明会（web開催）。

表 8 実施又は予定している普及啓発・情報提供の内容 その2

都道府県	充填回収業者向け	建設業者（解体業者として）向け	冷凍空調機器の管理者向け
神奈川県	登録（更新）受付時、立入検査時、充填回収量報告の通知時にチラシを配付。	建リ法合同パトロール時にチラシを配付。	関係団体に対し、会員にチラシ配付を依頼。団体が主催する講習会でフロン排出抑制法に関する説明を実施。
新潟県	啓発用パンフレットの配布、立入検査時の情報提供、法令説明会における周知。	建設リサイクル法パトロール時の情報提供、県ホームページ掲載。	立入検査時の情報提供、県ホームページ掲載。
富山県	ホームページにおける周知。登録等申請時にチラシを配布。関係書類の郵送時にパンフレットを配布。	ホームページにおける周知。業界団体にチラシを配布。建リ法担当部局と連携し、全国一斉パトロールの際にチラシを配布。	ホームページにおける周知。業界団体にチラシを配布。
石川県	しおりを作成し配布、ホームページで周知、パンフレットなど配布、立入等において関係事業者に対し周知。	ホームページで周知、立入等において関係事業者に対し周知、関係団体を通じてリーフレット等を配布。	ホームページで周知、環境関連イベント時に周知、ラジオで周知、立入等において関係事業者に周知。
福井県	回収量報告時等の際にパンフレットやリーフレットの配布。	建設リサイクル法合同パトロールの際に、法改正のパンフレットやリーフレットを配布。	他環境法令に基づく事業場への立入検査時に、法改正のパンフレットやリーフレットを配布。
山梨県	改正フロン排出抑制法説明会の実施。	建リ法パトロール時啓発パンフレットの配布、県内解体届出窓口に啓発パンフレットを設置。	県HPにてリーフレット掲載及び制度改正の内容を周知。
長野県	予定なし。	予定なし。	予定なし。
岐阜県	充填回収業者を対象とした立入検査において法の遵守について呼びかけた。	全国一斉パトロールにおいて、立入の際に解体業者へチラシを配布する等、法の遵守について呼びかけた。	管理者を対象とした立入検査においてチラシの配布、ホームページによる法の周知等、法の遵守について呼びかけた。
静岡県	（一社）静岡県フロン回収事業協会が主催するフロン回収技術講習会にて、顧客に対する法の周知を依頼。県内充填回収業者を対象に専門家を派遣し、フロン排出抑制法の改正点を説明予定。	建設リサイクル法パトロール時にチラシを配布。解体業許可・登録等通知時にチラシを配布。建リ法届出情報を活用し、特定解体元請業者を対象としたアンケート調査を実施。フロン排出抑制会議を通して各団体に普及啓発を実施。	業務用冷凍空調機器を保有する可能性が高い飲食業界等の団体が主催する講習会等において法の概要説明を実施。「県民だより」等県広報媒体を活用し、県民に広く周知。立入検査により、遵守状況を確認し、関連業種への普及を見込んだ周知を実施。
愛知県	フロン類排出抑制対策に関する講習会（業者向け）の実施。チラシ等の配布。	フロン類排出抑制対策に関する講習会（業者向け）の実施。チラシ等の配布。	フロン類排出抑制対策に関する講習会（管理者向け）の実施。チラシ等の配布。重点立入の実施。
三重県	ホームページによる情報提供。	ホームページによる情報提供。	ホームページによる情報提供。
滋賀県	県ホームページに情報を掲載し、立入検査時に周知を行っている。また、法改正情報については文書により周知を行った。	県ホームページに情報を掲載し、建設リサイクル法の合同パトロールにおいてチラシ等を配布し周知を行っている。	県ホームページに情報を掲載し、立入検査時に周知を行っている。また、食品営業許可継続手続講習会で法の説明およびパンフレットを配布している。
京都府	「十分な知見を有する者」の該当状況を把握するためアンケートを実施。立入検査時にパンフレットを配布予定。	建設リサイクル法合同立入時にパンフレットを配布。業界団体にパンフレット等を活用して周知依頼。	立入検査時にパンフレットを配布。ホームページでの広報。
大阪府	関係団体と連携し、文書により周知。	関係団体と連携し、文書により周知。	大阪府が作成した「かんたん管理ガイドブック」（パンフレット）の配布（事業者団体等への送付、説明会での配布）。市町村を対象とした説明会を実施。
兵庫県	来所時や立入検査時にリーフレットを配布し説明。事務所にポスターを掲示。	来所時や立入検査時にリーフレットを配布し説明。パトロール等による周知。	来所時や立入検査時にリーフレットを配布し説明。電話による相談時にフロンに関するホームページを案内。事務所にポスターを掲示。
奈良県	県HP（エコなら）にて普及啓発の情報周知。	建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール実施時に、フロン排出抑制法の遵守状況の確認及び理解促進を目的とした周知を実施。	フロン排出抑制法改正時及び算定漏えい量報告の照会時に、管理者に向け周知。
和歌山県	ホームページを活用し普及啓発、情報提供を実施。立入検査時にパンフレットを活用し啓発を実施。	建設業者を対象とした廃棄物に関する講習会で事前調査等について説明を行う。解体工事現場への実地調査時にチラシを活用し、普及啓発、情報提供を実施。ホームページを活用し普及啓発、情報提供を実施。	ホームページ、県広報誌、メールマガジン、ラジオ等を活用し普及啓発、情報提供を実施。充填回収業者に機器整備の際に、管理者に対して法の周知を行っていただくよう依頼。

表 9 実施又は予定している普及啓発・情報提供の内容 その3

都道府県	充填回収業者向け	建設業者（解体業者として）向け	冷凍空調機器の管理者向け
鳥取県	-	-	他法令での立入検査の際にチラシを配布して周知する。
島根県	パンフレット等の配布。	パンフレット等の配布。	パンフレット等の配布。
岡山県	立入検査時における法令周知。	建り法合同パトロール時における法令周知。	立入検査時における法令周知、ラジオによる法令周知。
広島県	立入時にチラシ等の配布、口頭説明。	立入時にチラシ等の配布、口頭説明。	立入時にチラシ等の配布、口頭説明。保健所が開催する食品衛生講習会における周知。
山口県	立入調査時にパンフレット等を配布し、周知を図っている。	建り法合同パトロール調査時にパンフレット等を配布し、周知を図っている。	立入調査時にパンフレット等を配布し、周知を図っている。国主催の説明会等を各団体やHP等を通じて広く案内している。
徳島県	チラシ等に関係団体や県内事業者等に送付。県ホームページ上で法の概要等について掲載。充填回収業者、管理者、廃棄物・リサイクル業者、解体業者を対象とした説明会を開催。	チラシ等に関係団体や建設部局等に送付。県ホームページ上で法の概要等について掲載。充填回収業者、管理者、廃棄物・リサイクル業者解体業者を対象とした説明会を開催。	チラシ等に関係団体等に送付。県ホームページ上で法の概要等について掲載。充填回収業者、管理者、廃棄物・リサイクル業者を対象とした説明会を開催。
香川県	県ホームページによる情報提供。	県ホームページによる情報提供。土木事務所等へのチラシ設置、事業者向け説明会におけるチラシ配布。	県ホームページによる情報提供。保健所へのチラシ設置。公益社団法人香川県食品衛生協会機関紙への広告掲載。県広報誌、ラジオによる改正法の周知。
愛媛県	定期的な立入調査時における普及啓発や県ホームページでのパンフレット等の掲載などによる普及啓発・情報提供を実施。	建り法に関する一斉パトロール時（5月、10月）の普及啓発や県ホームページでのパンフレット等の掲載などによる普及啓発・情報提供を実施。	建り法に関する一斉パトロール時（5月、10月）の普及啓発や県ホームページでのパンフレット等の掲載などによる普及啓発・情報提供を実施。
高知県	-	-	-
福岡県	登録通知時。	排出事業者講習会での周知。	フロン排出抑制法に関する管理者向け研修会の開催、他法令説明会における周知、パンフレット・グッズの配付、マスコミPR。
佐賀県	チラシ・パンフレットの配布、県ホームページによる周知。	チラシの配布、県ホームページによる周知。	チラシ・パンフレットの配布、説明会、県ホームページによる周知。
長崎県	特になし。	特になし。	特になし。
熊本県	パンフレットの送付。	特になし。	パンフレットの送付。
大分県	ホームページの公開。国作成のチラシ、パンフレットを配布。立入検査時に法制度について説明、周知。	国作成のチラシ、パンフレットを大分県関係部署を通じて配布。立入検査時に法制度について説明、周知。	ホームページの公開。国作成のチラシ、パンフレットを配布。立入検査時に法制度について説明、周知。
宮崎県	特になし。	建設業の説明会における周知（説明又はチラシ配布）、建設リサイクル法届出時のチラシ配布。	業界団体を通じた周知（説明又はチラシ配布）、食品衛生講習会でのチラシ配布。
鹿児島県	新規、更新及び変更時に、登録通知文書とともに、フロン排出抑制法に係る文書を添付。	ホームページでの普及啓発、情報提供。	医療機関関係者が参加する講習会においてパンフレットを配布。
沖縄県	ホームページにおいて、充填回収量等報告に関するQ&Aや、業に係る各種届出の手引きを作成し公開している。	-	ホームページにおいて、管理者の義務等を掲載している。

（2）各種地域活動等との連携・活動強化

21自治体において、市町村やフロン類回収推進協議会等との連携・活動強化が行われている。具体的には、パンフレット等の配布、技術講習会等の開催等が行われている。

3. 立入検査等の実施状況

(1) 立入検査の実施状況（表 10～表 16）（図 3、図 4）

令和元年度において、立入検査は全国で2,773件であり、対象の内訳は、第一種特定製品管理者が1,588件、第一種フロン類充填回収業者が1,127件、その他が58件となっている。立入検査実施状況の年度での推移をみると、平成26年度以降は増加傾向にある。

また、第一種特定製品管理者及び第一種フロン類充填回収業者に対する法に基づく指導・助言は、都道府県による指導・監督の強化により近年増加し、令和元年度にはそれぞれ223件、179件となっている。

表 10 立入検査の実施状況（単位：件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
立入検査対象全体	1,620	1,271	1,079	1,911	2,718	2,379	2,692	2,773
第一種特定製品管理者（※1）	-	-	-	787	1,299	1,088	1,470	1,588
第一種フロン類充填回収業者（※2）	1,594	1,264	1,067	1,113	1,381	1,249	1,200	1,127
その他（※3）	26	7	12	11	38	42	22	58

※1 フロン排出抑制法が平成27年4月から施行され、第一種特定製品管理者が立入検査等の対象となった。

※2 平成24年度、平成29年度は第一種フロン類充填回収業者の登録の更新（5年に1度）が多い年に該当。

※3 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者。

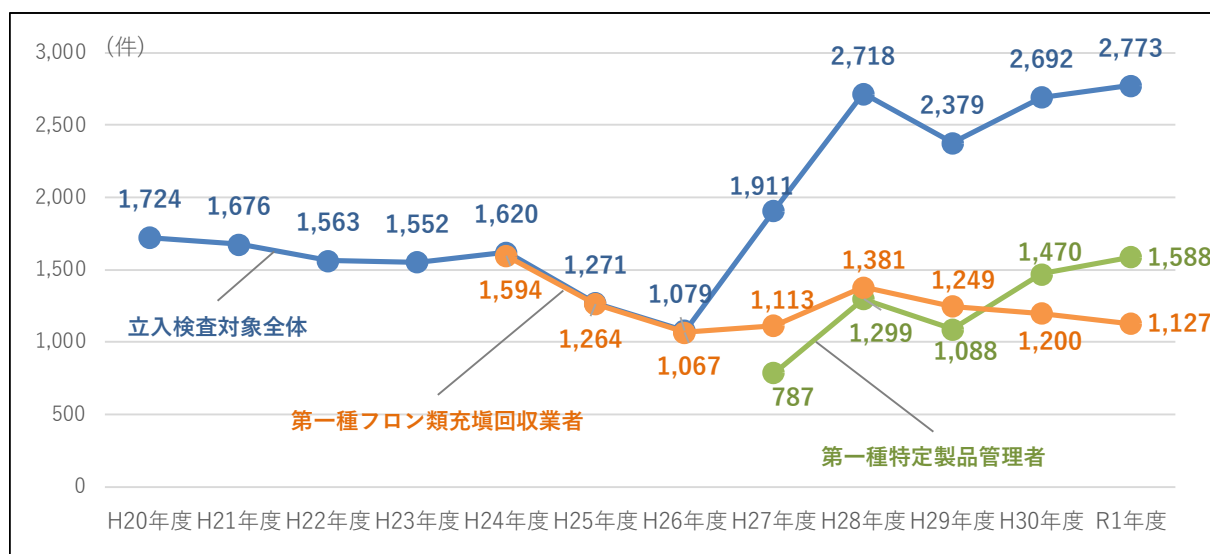


図 3 立入検査の実施状況の推移

表 11 令和元年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況（単位：件）

	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の実地調査	
							実施主体が 自治体	実施主体が 協議会等
第一種特定製品管理者	1,588	223	0	0	1	0	345	0
第一種特定製品整備者	19	0	0	0	0	0	2	0
第一種特定製品廃棄等実施者	36	4	0	0	1	0	2	0
特定解体工事元請業者（事務所）		1					0	0
特定解体工事元請業者（解体現場）		13					369	0
第一種フロン類引渡受託者	3		0	0	0		4	0
第一種フロン類充填回収業者	1,127	179	0	0	3	0	51	0
合計	2,773	420	0	0	5	0	773	0

注1 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。

注2 網掛け部分は調査対象外。

表 12 フロン排出抑制法に基づく指導・助言（単位：件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法に基づく指導・助言（合計）	115	121	113	203	156	275	435	420
第一種特定製品管理者（※1）	-	-	-	79	36	64	216	223
第一種フロン類充填回収業者（※2）	113	119	110	110	111	206	215	179
その他（※3）	2	2	3	14	9	5	4	18

※1 フロン排出抑制法が平成27年4月から施行され、第一種特定製品管理者が指導・助言等の対象となった。

※2 平成24年度、平成29年度は第一種フロン類充填回収業者の登録の更新（5年に1度）が多い年に該当。

※3 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者及び第一種フロン類引渡受託者。

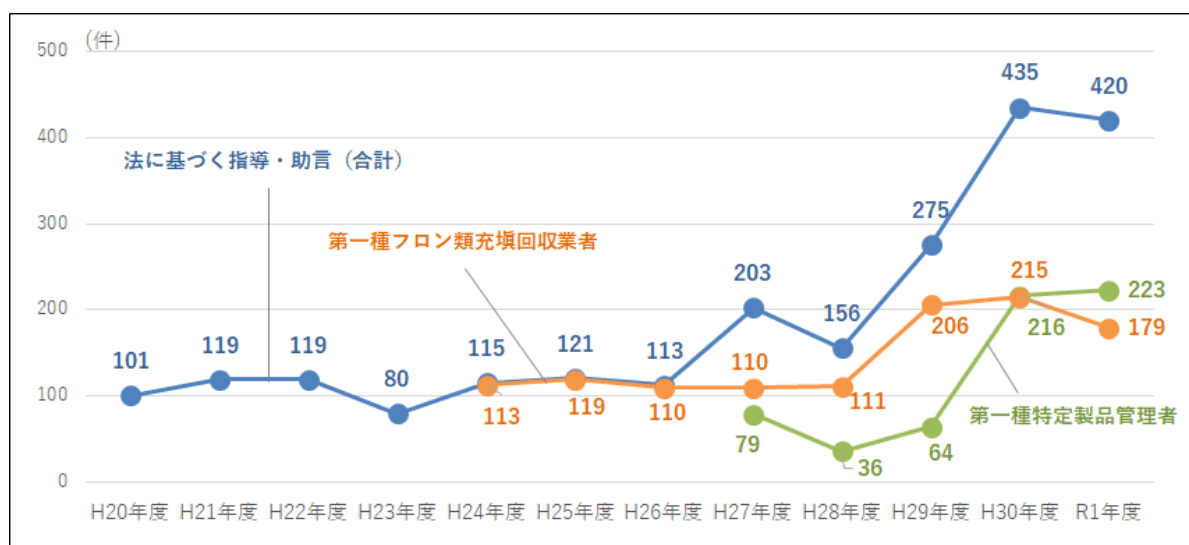


図 4 法に基づく指導・助言件数の推移

表 13 令和元年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況（単位：件）

その1

都道府県	第一種特定製品管理者								第一種特定製品整備者							
	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し 等	任意の実地調査 実施主 体が自 治体		立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し 等	任意の実地調査 実施主 体が自 治体	
北海道	40	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	27	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	105	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
福島県	32	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	95	22	0	0	0	0	325	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	42	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	31	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	190	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
三重県	38	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	36	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	8	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	76	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	84	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	58	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	59	7	0	0	0	0	2	0	15	0	0	0	0	0	0	0
山口県	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	25	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	12	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	29	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	17	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,588	223	0	0	1	0	345	0	19	0	0	0	0	0	2	0

注 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。

表 14 令和元年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況（単位：件）

その2

都道府県	第一種特定製品廃棄等実施者								特定解体工事元請業者（事務所）							
	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し 等	任意の実地調査		立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し 等	任意の実地調査	
							実施主 体が自 治体	実施主 体が協 議会等							実施主 体が自 治体	実施主 体が協 議会等
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
青森県	1	1	0	0	0	0	0	0		0					0	0
岩手県	3	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
宮城県	2	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	2	0		0					0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
神奈川県	9	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
三重県	15	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
鳥取県	0	1	0	0	1	0	0	0		0					0	0
島根県	1	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
広島県	2	0	0	0	0	0	0	0		1					0	0
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
佐賀県	1	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
宮崎県	2	2	0	0	0	0	0	0		0					0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
合計	36	4	0	0	1	0	2	0		1					0	0

注1 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。

注2 網掛け部分は調査対象外。

表 15 令和元年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況（単位：件）

その3

都道府県	特定解体工事元請業者（解体現場）								第一種フロン類引渡受託者							
	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し 等	任意の実地調査		立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し 等	任意の実地調査	
							実施主 体が自 治体	実施主 体が協 議会等							実施主 体が自 治体	実施主 体が協 議会等
北海道		0					0	0	0		0	0	0		0	0
青森県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
岩手県		3					0	0	0		0	0	0		0	0
宮城県		4					0	0	0		0	0	0		2	0
秋田県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
山形県		0					6	0	0		0	0	0		2	0
福島県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
茨城県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
栃木県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
群馬県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
埼玉県		4					21	0	0		0	0	0		0	0
千葉県		0					1	0	0		0	0	0		0	0
東京都		0					300	0	0		0	0	0		0	0
神奈川県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
新潟県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
富山県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
石川県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
福井県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
山梨県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
長野県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
岐阜県		0					1	0	0		0	0	0		0	0
静岡県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
愛知県		0					34	0	0		0	0	0		0	0
三重県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
滋賀県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
京都府		0					0	0	0		0	0	0		0	0
大阪府		0					0	0	0		0	0	0		0	0
兵庫県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
奈良県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
和歌山県		0					6	0	0		0	0	0		0	0
鳥取県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
島根県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
岡山県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
広島県		0					0	0	1		0	0	0		0	0
山口県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
徳島県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
香川県		0					0	0	2		0	0	0		0	0
愛媛県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
高知県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
福岡県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
佐賀県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
長崎県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
熊本県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
大分県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
宮崎県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
鹿児島県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
沖縄県		2					0	0	0		0	0	0		0	0
合計		13					369	0	3		0	0	0		4	0

注1 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。

注2 網掛け部分は調査対象外。

表 16 令和元年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況（単位：件）

その4

都道府県	第一種フロン類充填回収業者								合計							
	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し 等	任意の実地調査		立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し 等	任意の実地調査	
							実施主 体が自 治体	実施主 体が協 議会等							実施主 体が自 治体	実施主 体が協 議会等
北海道	17	7	0	0	0	0	2	0	57	36	0	0	0	0	2	0
青森県	15	2	0	0	0	0	0	0	28	5	0	0	0	0	0	0
岩手県	3	0	0	0	2	0	0	0	33	9	0	0	2	0	0	0
宮城県	3	0	0	0	1	0	0	0	91	4	0	0	1	0	2	0
秋田県	32	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0
山形県	31	1	0	0	0	0	4	0	136	8	0	0	0	0	17	0
福島県	27	9	0	0	0	0	0	0	59	10	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	1	0	12	1	0	0	0	0	1	0
栃木県	23	6	0	0	0	0	0	0	30	7	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	44	0	6	0	0	0	0	0	44	0
埼玉県	30	16	0	0	0	0	0	0	125	42	0	0	0	0	346	0
千葉県	80	0	0	0	0	0	0	0	122	2	0	0	0	0	1	0
東京都	1	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	300	0
神奈川県	92	0	0	0	0	0	0	0	261	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	69	1	0	0	0	0	0	0	81	2	0	0	0	0	0	0
富山県	15	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0
石川県	22	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	36	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	31	8	0	0	0	0	0	0
岐阜県	66	2	0	0	0	0	0	0	128	2	0	0	0	0	1	0
静岡県	5	3	0	0	0	0	0	0	7	5	0	0	0	0	0	0
愛知県	79	0	0	0	0	0	0	0	273	0	0	0	0	0	34	0
三重県	19	3	0	0	0	0	0	0	72	18	0	0	0	0	0	0
滋賀県	51	19	0	0	0	0	0	0	87	44	0	0	0	0	0	0
京都府	5	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	6	0
大阪府	14	0	0	0	0	0	0	0	61	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	29	28	0	0	0	0	0	0	105	71	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	6	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	0	0	0	11	0
鳥取県	9	0	0	0	0	0	0	0	38	1	0	0	1	0	0	0
島根県	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	14	0	0	0	0	0	0	0	72	3	0	0	1	0	1	0
広島県	87	31	0	0	0	0	0	0	164	39	0	0	0	0	2	0
山口県	28	2	0	0	0	0	0	0	43	4	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	25	9	0	0	0	0	0	0
香川県	23	0	0	0	0	0	0	0	47	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	25	6	0	0	0	0	0	0	37	13	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
佐賀県	20	3	0	0	0	0	0	0	29	3	0	0	0	0	0	0
長崎県	88	14	0	0	0	0	0	0	88	14	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	20	5	0	0	0	0	0	0	49	23	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	19	11	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0
沖縄県	40	21	0	0	0	0	0	0	43	26	0	0	0	0	0	0
合計	1,127	179	0	0	3	0	51	0	2,773	420	0	0	5	0	773	0

注 建設リサイクル法合同パトロール時を除く。

(2) 第一種特定製品管理者への立入検査先の選定方法 (表 17)

第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査は1,588件 (表10参照) であり、立入先については、年間立入検査計画や立入検査要領等に基づき選定する場合と、他法令の立入検査に併せて選定する場合が多い。また、その他として、環境省から提供された優先的確認事業者リストから事業者を選定する方法等がみられた。

表 17 第一種特定製品管理者への立入検査先の選定方法 (単位: 自治体 (複数回答))

	年間立入検査計画や立入検査要領等に基づき選定	他法令の立入検査と併せて実施	前年度までに法第19条に基づくフロン類算定漏えい量報告を行った事業者から選定	漏えい事故等の不適正案件に関する通報や報告等に基づき選定	その他
全国計	27	24	16	11	10

(3) 第一種特定製品管理者への立入検査を行わなかった理由 (表 18)

第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査を行わなかったのは6自治体であり、行わなかった理由としては、「第一種特定製品管理者の把握が困難であるため」、「通報や報告がなかったため」といった自治体がみられた。

表 18 第一種特定製品管理者への立入検査を行わなかった理由 (単位: 自治体 (複数回答))

	第一種特定製品管理者の把握が困難なため	立入検査を要する不適正案件に関する通報や報告等がなかったため	年間立入検査計画や立入検査要領等を策定していない又は策定中のため	立入検査を行う人員を確保できなかったため	その他
全国計	4	3	2	2	0

(4) 第一種特定製品廃棄等実施者への立入検査先の選定方法 (表 19)

第一種特定製品等廃棄等実施者への法に基づく立入検査は36件 (表11参照) であり、立入先の選定方法は、「第一種特定製品管理者に対する立入検査と併せて実施」、「他法令の立入検査と併せて実施」といった自治体がみられた。また、その他として、「建り法解体届の情報から選定している」といった自治体がみられた。

表 19 第一種特定製品廃棄等実施者への立入検査先の選定方法 (単位: 自治体 (複数回答))

	第一種特定製品管理者に対する立入検査と併せて実施	他法令の立入検査と併せて実施	漏えい事故等の不適正案件に関する通報や報告等に基づき選定	その他
全国計	3	3	0	3

(5) 第一種特定製品廃棄等実施者への立入検査を行わなかった理由 (表 20)

第一種特定製品廃棄等実施者への法に基づく立入検査を行わなかったのは38自治体であり、行わなかった理由としては、「不適正案件に関する通報がなかったため」、「第一種特定製品廃棄等実施者の把握が困難であるため」といった自治体が多かった。

表 20 第一種特定製品廃棄等実施者への立入検査を行わなかった理由 (単位:自治体 (複数回答))

	立入検査を要する不適正案件に関する通報や報告等がなかったため	第一種特定製品廃棄等実施者の把握が困難なため	立入検査を行う人員を確保できなかったため	年間立入検査計画や立入検査要領等を策定していない又は策定中のため	その他
全国計	29	22	6	5	4

(6) 法第45条第4項に規定する報告件数 (図 5)

令和元年度における法第45条第4項に規定する報告 (引取証明書の未受領・虚偽記載に関する報告) は青森県、神奈川県及び大阪府で各2件の計6件であった。

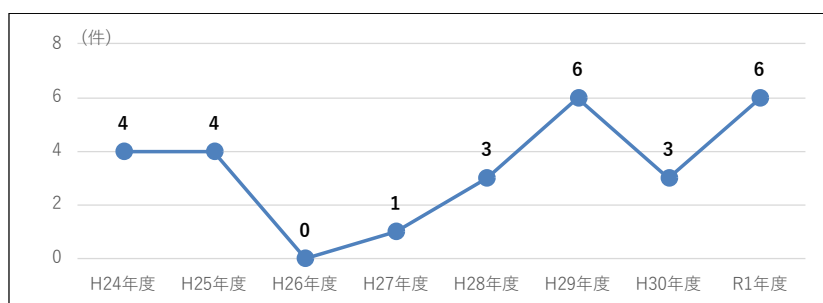


図 5 「法第45条第4項」に規定する報告件数の推移

(7) 法違反に対する告発件数

令和元年度における法違反に対する告発はなかった。平成22年度以降、法違反に対する告発数は0件である。

(8) 立入検査方針や年間計画等の策定の有無等 (表 21)

毎年度の目標数等を定めた立入検査方針や年間計画等について、「策定済み」は26自治体、「策定予定あり」は9自治体、立入現場等において使用する立入検査要領やマニュアルについては、「策定済み」は32自治体、「策定予定あり」は4自治体であった。

表 21 立入検査方針や年間計画等の策定状況 (単位：自治体 (複数回答))

	立入検査方針・年間計画等			立入検査要領・マニュアル			
	策定済み	策定予定あり	策定予定無し	策定済み	策定予定あり	策定予定無し	他のマニュアル等を準用
全国計	26	9	12	32	4	1	12

4. 他法令との連携状況

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）との連携（表 22）

41自治体において、建設リサイクル法等の他法令と連携した立入が実施されている。解体に係る届出の共有は、11自治体で当該自治体内のみ、29自治体で当該自治体内及び建設リサイクル法政令市等と行われている。また、12自治体で廃棄物処理法の不法投棄監視との連携が行われている。その他、建設リサイクル法合同パトロールと併せてアンケート調査の実施や啓発チラシの配布をする場合もあった。

表 22 建設リサイクル法及び廃棄物処理法との連携（単位：自治体（複数回答））

	建リ法合同パトロール及び立入の実施	解体に係る届出の共有(都道府県庁舎内のみ)	解体に係る届出の共有(都道府県庁舎内及び建リ法政令市等)※	廃掃法の不法投棄監視との連携	その他	特になし
全国計	41	11	29	12	5	1

※ 都道府県内の一部市区町村のみと共有しているものを含む。

(2) 建設リサイクル法第10条に規定する解体届の情報共有、活用の方法

i. 通常業務における解体届の共有方法（表 23）

建設リサイクル法第10条に規定する解体届の情報共有は、「紙媒体・電子媒体による情報共有」が37自治体、「庁内LAN等の電子情報システム等による共有」が8自治体であった。

表 23 通常業務における解体届の共有方法（単位：自治体（複数回答））

	紙媒体・電子媒体による情報共有	庁内LAN等の電子情報システム等による共有	その他
全国計	37	8	0

ii. 通常業務における解体届の共有頻度（表 24）

建設リサイクル法第10条に規定する解体届の共有頻度は、「定期的」が23自治体と多く、「内容に応じて」が11自治体であった。

表 24 通常業務における解体届の共有頻度（単位：自治体（複数回答））

	定期的	内容に応じて	届出の都度、または、積極的な情報提供はないが常に関覧可能	情報提供を求めた場合に都度	建リ法バト時のみ	その他
全国計	23	11	9	9	8	0

iii. 通常業務における解体届の活用方法（表 25）

建設リサイクル法第10条に規定する解体届の活用方法は、「立入・指導の要否検討」が30自治体、「他法令（の立入検査や指導にも活用している）」が28自治体であった。

表 25 通常業務における解体届の活用方法（単位：自治体（複数回答））

	立入・指導の要否検討	他法令	その他
全国計	30	28	7

（3）解体届の情報共有が困難な理由や背景事情等（表 26）

通常業務の中で解体届の情報共有を実施していないのは7自治体であり、理由や背景事情としては、「情報を有効活用する仕組みがない」といった理由が挙げられた。

表 26 解体届の情報共有が困難な理由や背景事情等（単位：自治体（複数回答））

	情報を有効活用する仕組みがない	情報の集約が困難	部局間連携が困難	情報精査が困難	法的根拠が不十分	その他
全国計	4	1	1	1	0	1

（4）建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事において指導強化を促進していく上で課題や支障（表 27）

建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事において、指導強化を促進していく上で課題や支障となっている事項について、「解体業者のフロン排出抑制法に対する認識不足」が34自治体、次いで「第一種特定製品の記載項目がない」、「解体届の届出時点で撤去済みの場合が多く、適切なタイミングで指導することが難しい」がともに32自治体と多くなった。

表 27 指導強化を促進していく上で課題や支障（単位：自治体（複数回答））

	フロン法の認識不足	第一種特定製品の記載項目がない	指導のタイミングが難しい	事前確認書の保管義務無し	その他
全国計	34	32	32	11	3

(5) 建設リサイクル法及び廃棄物処理法を除く他法令・他部局等と連携内容 (表 28)

37自治体が、建設リサイクル法及び廃棄物処理法を除く他法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法等）・他部局等と連携を行っており、立入検査を他法令と併せて実施するほか、他法令の届出等の情報を共有し、指導監督に活用する自治体や、他法令に基づく指導監督の際に、法の周知を行う自治体がみられた。

表 28 建設リサイクル法及び廃棄物処理法を除く他法令・他部局等と連携内容

(単位：自治体 (複数回答))

	他法令・他部局等と連携している自治体	他法令の立入検査と併せて実施					普及啓発	情報共有	その他	連携無し
		大気汚染防止法	水質汚濁防止法	ダイオキシン類特別措置法	高圧ガス保安法	その他				
全国計	37	26	20	15	2	6	13	9	3	10

5. 条例等の制定状況、融資・助成制度の整備状況

(1) 条例等の制定状況 (表 29)

フロン類の回収等に関する条例等を定めているのは18自治体である。

表 29 フロン類の回収等に関する条例等

都道府県	条例等の名称	施行	特記事項
北海道	該当なし	-	-
青森県	該当なし	-	-
岩手県	該当なし	-	-
宮城県	該当なし	-	-
秋田県	該当なし	-	-
山形県	該当なし	-	H14.10廃止
福島県	福島県生活環境の保全等に関する条例	H8.7.16	-
茨城県	該当なし	-	-
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例 (第54・55条)	H17.4.1	H29.4.1改正
群馬県	群馬県的生活環境を保全する条例	H12.10.1	-
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	H14.4.1	第4章フルオロカーボンの排出の抑制
千葉県	該当なし	-	-
東京都	該当なし	H13.4.1	H27.3.31環境確保条例の条項削除
神奈川県	該当なし	-	H16.4.1該当条文削除
新潟県	該当なし	-	-
富山県	該当なし	-	-
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.4.1	-
福井県	該当なし	-	-
山梨県	該当なし	-	-
長野県	地球温暖化対策条例	H19.2.20	H25.3.25改正、H26.4.1施行
岐阜県	該当なし	-	-
静岡県	該当なし	-	-
愛知県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H13.12.21	H27.3.31改正、 H27.4.1施行、一部様式はH28.4.1施行 H30.3.30改正、H30.4.1施行 H31.3.29改正、H31.4.1施行 R1.6.28改正、R1.7.1施行 R2.3.30改正、R2.4.1施行
三重県	該当なし	-	-
滋賀県	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例	H24.4.1	-
京都府	京都府地球温暖化対策条例	H18.4.1	H22一部改正
大阪府	大阪府フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H13.12.21	R2.4.1一部改正
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	H8.7.1	-
奈良県	該当なし	-	-
和歌山県	該当なし	-	-
鳥取県	該当なし	-	-
島根県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H14.4.1	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則 (平成14年3月19日島根県規則第5号) から改称 (H27.4.1施行)
岡山県	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則 (平成14年3月29日岡山県規則第49号)	H14.4.1	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則 (H27.3.20改正 H27.4.1施行)
広島県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H14.4.1	H27.3.31最終改正、H27.4.1施行
山口県	該当なし	-	-
徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例	H29.1.1	第三章第四節フロン類の排出抑制等に係る対策
香川県	該当なし	-	-
愛媛県	該当なし	-	-
高知県	該当なし	-	-
福岡県	該当なし	-	-
佐賀県	該当なし	-	-
長崎県	該当なし	-	-
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	H17.3.24	-
大分県	大分県生活環境の保全等に関する条例	H12.12.23	-
宮崎県	該当なし	-	-
鹿児島県	該当なし	-	-
沖縄県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H13.12.21	H27.3.17改正、H27.4.1施行

(2) 融資・助成制度の整備状況 (表 30～表 32)

フロン類の回収等に関する融資・助成制度を設けているのは、23自治体である。

表 30 フロン類の回収に関する民間企業への支援制度 その1

都道府県	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資（助成）内容	特記事項
北海道	北海道中小企業総合振興資金融資制度（ステップアップ貸付）	中小企業者等	平成9年度 ※H9～12：環境保全施設整備資金 H13～：北海道中小企業総合振興資金	北海道内中小企業者等の経営基盤の強化や事業の活性化を図ることによって、北海道内産業経済の発展に資することを目的として設置。 ○融資対象者：環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等 ○対象施設：特定フロン等の転換・排出抑制・回収施設	【融資金額】1億円以内 【融資期間】10年以内（うち据置1年以内） 【融資利率】固定金利 3年以内…年1.1% 5年以内…年1.3% 7年以内…年1.5% 10年以内…年1.7% 変動金利 年1.1%（融資期間が3年を超える取扱の場合に限る） 【担保及び償還方法】取扱金融機関の定めるところ	-
青森県	該当なし	-	-	-	-	-
岩手県	該当なし	-	-	-	-	-
宮城県	該当なし	-	-	-	-	-
秋田県	該当なし	-	-	-	-	-
山形県	該当なし	-	-	-	-	-
福島県	福島県環境創造資金融資制度	中小企業者等	昭和51年	中小企業者等が行う環境保全のための施設等の設置・改善又は工場・事業場の移転若しくは廃棄物の処理のための施設の設置・改善等に必要資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する。 融資対象：オゾン層保護対策施設 ①オゾン層破壊物質の使用を削減又は廃止するために行う工場等の施設の施設の新設又は改造。 ②オゾン層破壊物質の回収処理保管装置、破壊処理装置の設置又は改造。	【限度額】個人環境保全資金：3,000万円以内 共同環境保全資金：6,000万円以内 工場等移転資金：3,750万円以内 【利率】年1.3% 【償還期間】7年以内（うち据置期間1年）	-
茨城県	該当なし	-	-	-	-	-
栃木県	栃木県環境保全資金	中小企業者、中小企業団体	昭和45年（フロン関連：平成9年）	公害防止施設の設置又は改善や環境の保全に資する事業に対する融資（ノンフロン・低GWP物質を使用した装置、フロン類の充填回収装置の設置又は購入）。	【限度額】所要経費の90%以内で、公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業及び環境の保全に資する事業は、100万円以上1億円以下 【利率】年1.6% 【償還期間】融資額1,000万円以上：10年以内（据置期間2年以内） 融資額1,000万円未満：7年以内（据置期間1年以内）	-
群馬県	公害防止施設整備資金	中小企業者、中小企業団体	平成元年度	県内で公害防止施設の整備、公害防止のための工場移転、土壌・地下水汚染防止対策を行う場合に利用できる融資制度（フロン類の回収再利用施設等）。	【限度額】5,000万円（知事特認あり） 【利率】年1.7%（信用保証付きは責任共有制度対象外で年1.3%、責任共有制度対象で1.4%） 【償還期間】7年以内（うち据置期間1年） 移転は10年以内（うち据置期間1年）	-
埼玉県	環境みらい資金	中小企業者（県内）	平成6年度	環境改善施設（フロンの代替・回収・破壊装置）等に対する貸付。	【限度額】1億5千万円（一部を除く） 【利率】年1.26%又は年0.96% 【償還期間】7年又は10年	-
千葉県	千葉県中小企業振興資金（環境保全基金）	中小企業者等	平成22年	フロン代替施設への転換、新設、放出防止のための施設の密閉構造化、使用量を減少させる施設（フロン回収施設を含む）の設置。	【限度額】1中小企業等5,000万円（他の補助金額を除く） 【利率】年1.7%以下（借入期間に応じて異なる） 【償還期間】設備資金 10年以内	-
東京都	省エネ型ノンフロン機器普及促進事業	フロン機器普及促進事業中小企業者及び個人事業者（リースする場合も含む）	平成31年4月	省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケースに対して、設置に係る経費を補助。	【補助額】ショーケース:設置に係る経費の1/3 【限度額】1台あたり500万円、1事業者あたり1500万円	-
神奈川県	神奈川県中小企業制度融資（事業振興資金）	中小企業者、協同組合等およびNPO法人	平成4年4月	フロン回収再利用設備の設置、改善に対応して融資。	【限度額】2億円 【利率】1年以内：年1.6%以内（固定金利） 1年超10年以内：年2.6%以内（固定金利） または金融機関の短期プライムレート+0.8%以内（変動金利） ただし、信用保証を付けない場合は金融機関所定の利率（固定金利） 【償還期間】10年以内	-
新潟県	該当なし	-	-	-	-	-
富山県	富山県中小企業環境施設整備資金融資	(1) 富山県内に工場又は事業場を有し、事業を営んでいる者 (2) 中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する者 (3) 県税を完納している者	昭和46年4月（フロン関連：平成7年6月）	オゾン層を破壊する物質の排出の抑制及び使用の合理化のために必要な施設の整備等に要する資金融資。	【限度額】個別3,000万円、団体5,000万円 【利率】年1.15%以内又は年1.65%以内（融資対象により異なる） 【償還期間】個別：7年以内（うち据置期間1年以内） 団体：10年以内（うち据置期間1年以内）	-

表 31 フロン類の回収に関する民間企業への支援制度 その2

都道府県	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資（助成）内容	特記事項
石川県	石川県環境保全資金融資制度	1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体	平成7年度	フロン回収設備の整備に対して融資する。	【限度額】5,000万円 【利率】年1.60% 【償還期間】10年以内（据置なし）	-
福井県	該当なし	-	-	-	-	-
山梨県	山梨県商工業振興資金融資制度	中小企業者	平成5年4月	代替フロン・脱フロンのための設備整備に要する資金。	【限度額】5,000万円 【利率】年1.8%（責任共有1.8%） 【償還期間】7年以内（うち据置期間1年）	-
長野県	該当なし	-	-	-	-	-
岐阜県	中小企業資金融資制度（元気企業育成資金 新エネルギー等支援資金）	中小企業者（県内）	平成16年	地球環境の保全・改善を図るための施設設備の導入等に対する融資。	【限度額】4,000万円(設備資金)、1,000万円(運転資金) 【利率】年1.3%（償還期間が10年を超える場合年1.7%） 【償還期間】7年以内(運転資金)、15年以内(設備資金)	-
静岡県	経営改善資金	中小企業者、組合	昭和51年4月	中小企業者等の行う設備投資（フロン類の使用を廃止するための代替装置の設置及び回収・再生・破壊装置等の設置等を含む）に関する経費等を対象に融資を行い、利子補給を行う。	【限度額】1企業5,000万円 【利率】年1.9% 【償還期間】10年以内（うち据置期間1年）	-
愛知県	愛知県経済環境適応資金融資制度（パワーアップ資金）	中小企業者	昭和40年	県内の工場・事業場（新設・増設の場合を含む）の公害を防止するために必要な施設（有害ガス（特定フロン等含む）除去施設）の設置及び改善に要する経費を対象に融資を行い、利子補給を行う。	【限度額】1億5,000万円 【融資期間/利率】 1年超5年以内/年 1.1%以内、 5年超7年以内/年 1.2%以内、 7年超10年以内/年 1.3%以内 【利子補給率】支払利子額の60% ※ただし、融資額5,000万円（又は7,000万円）を上限として利子補給を行う。	平成26年4月に『愛知県環境対策資金融資制度』から移行。
三重県	該当なし	-	-	-	-	-
滋賀県	該当なし（平成19年度末で廃止）	-	-	-	-	-
京都府	該当なし（平成16年度に一般施策に移行）	-	-	-	-	環境保全対策低利融資制度（平成5年創設）が平成16年度より見直しされたもの。
大阪府	該当なし	-	-	-	-	-
兵庫県	兵庫県地球環境保全資金融資制度（環境保全グリーンエネルギー設備設置資金）	中小企業者	平成7年度	オゾン層保護法で規制された特定物質使用設備の代替及び回収・破壊設備を設置する資金を融資する。	【限度額】1億円 【利率】年0.7% 【償還期間】10年以内（2年以内据置可）	平成23年8月に融資内容の充実化を実施。
奈良県	該当なし	-	-	-	-	-
和歌山県	和歌山県中小企業融資制度（振興対策資金環境保全枠）	中小企業者（県内）	平成27年9月	県内中小企業が行う環境保全施設などの整備資金を対象に低利で融資（ノンフロン製品の購入）。	【限度額】5,000万円以内 【利率】年1.80%以内 【融資期間】10年以内（据置1年以内）	-
鳥取県	該当なし	-	-	-	-	-
島根県	該当なし	-	-	-	-	-
岡山県	新エネ・環境対策資金	環境保全を行う中小企業者又は組合	平成21年度	フロン類の使用施設の代替施設の設置及び回収装置等の購入に必要な資金を融資する。	【限度額】1億円 【利率】責任共有制度対象 年2.00%（変動金利） 責任共有制度対象外 年1.85%（変動金利） 【償還期間】10年以内（うち据置期間2年）	平成21年4月に資金の再編を実施。
広島県	該当なし（廃止）	-	-	-	-	-
山口県	地球にやさしい環境づくり融資制度	中小企業者、組合	平成10年4月1日	環境保全のために必要な施設を整備する中小企業者に必要な資金を融資する。	【限度額】500万円 【利率】年2.0% 【償還期間】5年以内（うち据置期間1年） 【対象施設】フロン回収機器	-
徳島県	徳島県環境保全施設整備等資金貸付制度	県内に工場等を有し、1年以上同一事業を営んでいる等の会社及び個人など	平成10年度	環境保全事業に必要な資金を融資する。	【限度額】5,000万円 【利率】年2.35%以内（信用保証協会保証2.3%以内） 【償還期間】7年以内（うち据置期間1年） 【対象施設】特定フロン等の回収装置の設置又は購入	-
香川県	香川県環境保全施設整備資金融資制度	・県内において、環境保全施設の設置または改善を行おうとする者 ・中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ・県税を完納している者 ・個人住民税を完納している者(申請者が個人の場合)	平成13年度	オゾン層保護対策のための施設の設置等に要する経費を融資する。	【限度額】5,000万円 【利率】10年以内の場合は年1.60%、 10年を超え15年以内の場合は年1.90% 【償還期間】15年以内（うち据置期間1年）	-
愛媛県	愛媛県環境保全資金融資制度	中小企業者、環境保全施設を設置しようとする者	平成11年度	フロン等を回収し、又は処理する設備の導入に対する資金の貸付。	【限度額】5,000万円 【利率】年1.70%（平成26年度） 【償還期間】10年以内	-
高知県	該当なし	-	-	-	-	-

表 32 フロン類の回収に関する民間企業への支援制度 その3

都道府県	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資（助成）内容	特記事項
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	中小企業者、中小企業団体	昭和45年（フロン関連：平成7年）	融資対象は、特定フロン等の回収装置及びボンベ購入費並びに回収装置設置場所の工事費。	【限度額】4,000万円	-
佐賀県	該当なし	-	-	-	-	-
長崎県	該当なし	-	-	-	-	-
熊本県	該当なし	-	-	-	-	-
大分県	該当なし	-	-	-	-	-
宮崎県	該当なし	-	-	-	-	-
鹿児島県	観光・ものづくりパワーアップ資金	中小企業者、組合（県内）	平成27年4月	観光産業と製造業の重点産業分野（※）における中小企業者の取組を応援する融資制度。 ※重点産業分野（自動車、電子、食品、環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ、航空機関連産業）	【限度額】1億5,000万円（運転資金・設備資金） 【利率】年1.7%～年2.3% 【償還期間】運転7年以内（うち据置期間24月以内） 設備15年以内（うち据置期間36月以内）	-
沖縄県	該当なし	-	-	-	-	-

6. フロン類回収等推進協議会

フロン類回収推進協議会については、活動中が7自治体、休止が18自治体、廃止が22自治体である。活動中の主な内容は、フロン類の回収及び処理に関する現状や課題の共有、普及啓発等である。